

設備基準について

保育所の設備基準は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と一部国基準より上回る愛知県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づくものとしています。

1 設備基準

	国基準	愛知県基準
乳児室	2歳未満児 1人あたり 1.65 m ²	2歳未満児 1人あたり 3.30 m ²
ほふく室	2歳未満児 1人あたり 3.30 m ²	
保育室	保育室又は遊戯室	保育室又は遊戯室
遊戯室	2歳以上児 1人あたり 1.98 m ²	2歳以上児 1人あたり 1.98 m ²
屋外遊戯場	2歳以上児 1人あたり 3.30 m ²	2歳以上児 1人あたり 3.30 m ²
医務室	設置	設置
調理室	設置	設置
トイレ	設置	設置
保育用具	設置	設置

※有効面積が基準面積を満たすこと。

※遊戯室は保育室と別に設置すること。

「1 設備基準」のほか、基準外で設置が望まれる設備等

調乳室、沐浴室、職員室、職員休憩室、職員用トイレ、更衣室、相談室、駐車場、駐輪場、一時保育室

「1 設備基準」のほか必須とする設備

子育て支援センター室

※一度に親子10組が利用可能な面積（概ね40 m²以上）を確保すること